

ムラの領土について

—集落センサス余聞—

川本彰

一九七〇年度世界農林業センサスが本年二月一日現在で実施されました。このセンサスの概略については下の表をごらん下さい。この中の農業集落調査に、研究会委員として私も先輩諸兄の職尾にふして参加しております。委員は主査の渡辺兵力氏(農総研)、その他に磯辺俊彦氏(農総研)、喜多克己氏(法政大学)、それに村研関係者としてはお馴染みの内山政綱氏、松原治郎氏、川口鶴氏、それに私などです。私は一昨年から今だに続いている大学紛争のため出席常ならざる状態で紹介なしコメントをする適任者ではないのですが、蓮見さんからの命令でやむをえず筆をとりました。そざつな点は、お許し下さい。

御承知の通り、集落調査と名付けられるものは過去二回行われました。第一回は昭和三十年の臨時農業基本調査、第二回が昭和三十年の農林業センサスです。これら調査の目的は一つには行政利用にあることは勿論ですが、実態の認識をその前提にする上で研究と密接な関係をもちます。そこで研究会が形成され研究側の意見、要求を調査デザインに盛りこむ努力の調整が行なわれました。今回正直いってその結果は充分満足できるものでないことは勿論ですが、それでも我々なりに評価できる——あるいはマイナスの評価かもし

れませんが——と思うのはムラの領土の検証のことろみです。この機会にムラの領土について多少駄弁をろうしておきたいと思います。

農業集落調査は前述した通り昭和三十年の臨時農業基本調査のときははじめて実施されたものです。その際「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同し合って居る農家集団」と規定されました。今回も引続いてこの定義を踏襲しました。私個人としては「農業上相互に最も密接に共同」というところを「農業生産遂行を中心編成されている農村生活上相互に最も密接に共同」としたかったところですが、爰で異議は出しませんでした。ところで前二回の調査と今回調査ではつきり異ったのはなにを調べれば農業集落を把握できるかという、そのなにの認識です。臨農は主として現象的な共同・結合の面に着目し、流動的な指標によって農業集落を把握しようとしました。すなわち集落を現象的・機能的な共同・結合の諸場面において把握し、かかる機能的結合の根底にあり、そしてそれを生む母胎であるムラそのものを示す指標・基礎を把握しようとしたといったところです。換言すれば動くものを主にし、動かぬものを把握しなかったのです。それで私は勝手なことをいわせてもらえば、臨農の一番の欠点は統計をみても一こうに集落の具体的イメージが浮んでこないことだったと思います。それでは集落において動かぬものはなにか。それこそが共同体の本質としての共同組織性であり、それが具体的物が集落における領土であると考えます。

ムラ(以下農業集落をこう呼びます)内の土地は個々の農民によって私的に所有されているのも事実ですが、それだけに終らず、そ

の基礎には家の、同族の、ムラの、そして最後には国家の保有乃至領有に属しているわけです。ムラはその領域として共同組織の枠を有しており、隣接するムラの領域とはムラ境によって厳然として区別されているのが一般です。今回の農業集落調査の設計準備のための実態調査や全国的なアンケート調査の結果によりますと、それは

領（富山・奈良）、作り（栃木）、領分（福島）、などとよばれ、明瞭に觀念されてゐることが判明しました。富山市内農村において新年の初寄り後、ムラの衆が全員でムラの領域を見廻り、本年度の共同作業計画をたてるなどを領廻り、あるいは丈廻りといふそうです。ムラにおけるこういいう領域こそ、ムラの本質として固有の、最も本源的な指標ではないでしょうか。ムラに領域があつてこそ出作・入作という意味もあります。

さて、こういいうムラの領域が今でも生きて機能している例を富山市でみることができます。その例を簡単に紹介してみたいと思います。富山県ではいわゆる部落費のことを万雜（まんぞう）といいます。このムラ万雜の徵収は私のしらべた限りではムラ全領土から反当いくらという形で徵収されます。ところで問題なのは住宅地化、工場敷地化という形で土地が買上げられ、非ムラ人、非ムラ的企業体が領土内に入ってきたときどうするかということです。▲部落ではムラ万雜は土地反当（耕作地と非耕作地とによって区別される）に応じて全領土の所有儀者から、それは個人、私企業はもちろん國鉄からも徵収されます。そしてその際もう一つ注意すべきは徵収単価が主体によって異つていることです。すなわち、ムラ人かへなかによつて単価が違うので、ムラの人間主体においても領域がはつきりあらわれているといえます。ムラ人、部落内居住非ムラ人、部落外非ムラ人という区別があるのです。（この場合の部落とは行政部落のことです。当然ムラと部落は違います。）以上のことからみてムラの土地領有権といふのは國家にも対抗しうるものだといふこ

とがわかります。B部落では県有地からも徵収しています。そこで私が近代的な土地売買なら一たん所有権を手放したら売主は一切の権利をその土地から失うのに、どうしてムラでは当のムラの人が売ってしまった土地からなおも万雜を徵収しうるのかとききますと、返ってきた答えは異口同音にムラの領土であり、ムラ内の土地全体の管理はムラがしなければならないのだという言葉でした。それはその管理とは具体的にどういうことかとききますと共通にとり上げられるのは用排水でした。このA、B両部落とも富山市北部の工業地帯内にある部落です。万雜は農業上の土地と水の管理に要する費用をまかなうものです。念のためいっておきますが、その外に部落乃至ムラに関する費用には、農家生産組合費と町内会費があります。前者はムラ人である農家だけに關係し、作物生産に要する、いわば農家の言葉によると土地から上のことに要する費用であり、町内会費とはムラ人だけではなく行政部落の住民全部に関する、すなわち近隣關係の調整に要する費用だというわけです。

万雜は前述したように、農業上の土地と水に要する費用として徵収されます。ゆえに耕地からのみ徵収されました。しかし、ムラ領土内に非農家がふえ、その排水が農業用水路に流入します。農家では大変閉口します。今まで農家ばかりのムラであつたから何事もなく過してきました。しかし、現在ではムラ内に居住を許している非農家・非農業的企業が余りにも量的に増大して、いろいろの困難が生じ、ムラ人の生活を逆に圧迫しました。そこで住宅地からも徵収せざるをえなくなりました。都市化によるもう一つの変化は組

総上の問題です。かつて A 部落ではムラ単行政部落であったわけですが、やむなくムラは行政部落を自己胎内から分化しました。ムラ人は自分たちだけのムラとそれに自分たちの行政部落はそのまま維持しますが、非ムラ人たちの行政部落は独立させます。しかし、非ムラ人とは縁をきつたわけではありません。先ほどのベト用排水の問題が片づかぬ限り万難は微収しなければならない。領土を割譲し独立を認めたわけではないのです。いわば租界地を認めただといふことでしょうか。ムラ人にきますとこういいます。もし用排水路が別になつておらず、都市下水のように市役所が排水の全責任をもつなら非農家から部落万難をとる理由はなくなる。しかし、こうはいいますが、これは私が意識的に主張した都市の論理に反対しないまま、農村の論理を否定された口惜しさを言外にふくんでいる顔付でした。

さて、B、Oの両部落ではムラと部落（町内会）の関係が前述の A 部落と異ります。B 部落では高価なムラ所有の土地があるせいか、必死になつてムラ単部落体制を維持しようとしています。耕耘機・防除機の共同所有ならびに利用、用水管理の共同労働、ムラ人の町内会役員の独占等々ムラの結束が固い。これに反して O 部落では、市街地から離れ、ボツボツと住宅地化がはじまつた程度のところであり、近郊蔬菜地帯として農業がしつかりしたところですが、ここでは実質的にムラは解体縮小され、農業生産組合に統一され、万難は生産組合の土木部が、そして旧来の組合機能は生産部がそのままひきつぎ、部落（町内会）における役員のボストはすべて非農家側

に渡してしまいました。これはどうしてでしょうか。このムラでは前述したように農業生産に非常に熱意をもつていました。そして蔬菜生産という商品生産にみられる合理性もつよいと思われます。町内会とムラが一体化したままで非ムラ人側からのチエックが強まるのは当然です。ムラ人側としては積極的かつ自由に農業専門家集団として行動するに不自由を感じます。こうした条件においてムラは生産機能集団として自己を縮小させ生産組合に吸収されたのだと考えられます。かつて農地改革前にムラには大地主が君臨し、大多数が小作としてうつ屈した生活を送っていましたのですが、改革後一舉に自作に上昇し、その積極性と平等性が今日の農業を形づくり、それが町内会、ムラ、生産組合の現在における弾力的な関係にあらわれているのではないか。

以上、ムラの共同組織性の粹が今日も生きていることを説明いたしました。この共同組織性の粹の存否を検証せず、現象的な共同作業の例をいくら集めても農業集落の姿は判明しないと思います。しかし、我々がこう思っても全国一齊のセンサス調査でそれを行うことが可能であるか、技術的問題が残ります。センサスは農林省統計調査事務所の職員が行います。集落の粹という観念を理解してもらうのも困難なことです。準備調査のため東北に現地調査をしたとき現地職員が集落に棒など存在しないと主張されるので同行して調べたところ、職員が集落だと思いこんでいるのが実はムラ（その場合、大字でした）の中の組であつたりしました。調査技術上、あるいは担当者の能力から、前回までの集落センサスにおいて、同一集落を

いくつかに分割して調査区を設定したり、あるいは十戸以下のものは独立集落とみとめず隣の集落と合併してしまったり等々で、実は前回までのセンサスにおいて判明し、ときどき我々も使用している集落の数そのものも大分怪しいことを痛感しましたが、今回においても無責任な話ですが自信は全くない、ただ天に向って祈る許りと
いうところが正直な話です。唯一の望みはこの調査の実際上の責任者である係官が実に優秀な人達であることです。大それた仕事に関係する破目になって、私などは成果のあらわれる日が逆に遠くなればよいと思っています。國民ならびに農村研究者に対しても申証なし次第です。つまらぬ駄文を書きましたがお許し下さい。安保改定を控えて学園闘争が盛り上っています。会員諸兄の御健康を祈ります。

一九七〇年世界農林業センサスの調査体系一覧表

体調査		農業部門									調査対象	調査組織	調査方法	調査日
林家調査		農業集落調査		農業事業体調査			農業事業の外調査			農家調査				
全数調査	戸の農林家、一万戸の非農家林家	二五四万戸	落の全数	一六万集	調査	農業事業の外調査	農業事業の外調査	農業事業の外調査	農業事業の外調査	戸の農家	五六七万	都道府県（指導員）	調査員が農家に面接してききとり	昭和45年2月
—調査員（指導員）	市区町村	都道府県（指導員）	出張所	統計調査事務所——同	（指導員）	市区町村	都道府県（指導員）	指導員が代表者に面接してききとり	（指導員）	市區町村	都道府県（指導員）	調査員	調査を行う	昭和45年11月
を行なう。	面接してきとり調査を行なう。	調査員が世帯代表者に面接してききとり	（指導員）	通者に面接してききとり	が集落の精	出張所職員	（指導員）	指導員が代表者に面接してききとり	（指導員）	市區町村	都道府県（指導員）	調査員	調査を行う	昭和45年11月
	同右	同右				同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	公表予定

○林家調査の農林家は、農家調査と同時に同じ農家調査表によって調査する。	林業部門			林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	林業事業の外調査	
	林業地域調査													
	数調査	町村の全	○旧市区	一一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
					統計調査事務所——同									
					（指導員）									
					資料を収集する。	調査を行なうとともに								
						1日	年8月	昭和45年8月	1日	年3月	昭和46年3月	同右	同右	同右
						末日	年3月	昭和46年3月	末日					